

立山町消防吏員防火衣等購入業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、令和7年度に立山町消防吏員が装着する防火衣等を購入するにあたり、活動時における機能性、安全性を重視し、最も優れた防火衣等を導入することを目的に、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により業務受託者を選定することに必要な事項を定める。

2. 業務の内容

(1) 業務名

立山町消防吏員防火衣等購入業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別添資料1「立山町消防吏員防火衣等仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 予算額

1セット 300,740円（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度－7セット購入

※令和7年度に7セット購入し、以後、30セット（合計37セット）を購入する予定である。

※令和8年度は、16セットを購入する予定であり、令和9年度以降の購入予定数は、現時点で未定である。

※なお、令和8年度は、今回の契約単価を限度額として業務受託者から引き続き購入する予定である。ただし、予算が削減された場合は、この限りでない。

3. 委託契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) 契約候補者の選定

ア 企画提案書を募集し、その内容について審査を行い、本業務に最も適した提案を行ったと認められる事業者を契約候補者として選定する。

イ 本業務については原則仕様書のとおりとするが、企画提案書の内容により本業務の目的達成のための調整が必要と認められた場合は、契約候補者と協議の上、仕様書の内容を変更することがある。

ウ 契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合は、次点の者と契約締結について協議する。

4. スケジュール（予定）

項 目	日 程
公募実施要領の公表	令和 7 年 6 月 20 日（金）
プロポーザル参加申込書提出締切日	令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時まで
実施内容に関する質問締切日	令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時まで
質問に対する回答日	令和 7 年 7 月 10 日（木）
企画提案書等の提出締切日	令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時まで
プレゼンテーション	令和 7 年 7 月 18 日（金）※変更の場合あり
審査結果通知・公表	令和 7 年 7 月下旬予定
業務委託契約の締結	令和 7 年 8 月上旬予定

※上記日程は現時点での予定であり、変更する場合がある。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 立山町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、立山町の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (3) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (4) 対面又はオンラインにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること。
- (5) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (6) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること。

イ 暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

6. 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール

(2) 提出先

立山町消防署 総務係（「11. 提出・問合せ先」を参照）

(3) 提出期限

令和7年7月4日（金）午後5時（必着）

送信後に立山町消防署 総務係へ電話し到達を確認すること。

(4) その他

本プロポーザルの参加申込後に参加を辞退する場合は、令和7年7月9日（水）午後5時までに辞退届（様式第6号）を提出すること。

7. 質問書の提出及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問票（様式第2号）を提出すること。
電話及び口頭による質問は一切受け付けない。

(1) 提出方法

電子メール

(2) 提出先

立山町消防署 総務係（「11. 提出・問合せ先」を参照）

(3) 提出期限

令和7年7月4日（金）午後5時まで

送信後に立山町消防署 総務係へ電話し到達を確認すること。

(4) 回答

受け付けた質問及びそれらに対する回答は、令和7年7月10日（木）までに立山町ホームページに掲載する。

(5) その他

以下の質問については、受け付けない。

ア 他の応募者に関する質問

イ 審査員に関する質問

ウ その他、本プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

8. 企画提案書の提出

本プロポーザル参加者は、下記により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月15日（火）午後5時（必着）

(2) 提出書類

以下①から⑥の順に綴じ、正本1部、副本6部を提出すること

① 企画提案書（任意様式）

- ・仕様書を踏まえ、業務の具体的な内容について企画提案すること。
- ・提案にあたっては、手法や内容を工夫して記載すること。
- ・用紙サイズはA4版片面30枚以内とし、文字サイズは12pt以上とすること。

② 会社概要書（様式第3号）

③ 業務実績調書（様式第4号）

④ 実施体制書（様式第5号）

⑤ 業務工程表（任意様式）

- ・仕様書に基づき、想定されるスケジュールを示すこと。

⑥ 見積書（任意様式）

- ・上記「2（4）予算額」の範囲内において、仕様書に記載されている業務を行うために必要な全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を算出し、積算の内訳がわかる見積書を作成すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は簡易書留や配達記録等追跡記録ができる手段によること。

(4) 提出先

立山町消防署 総務係（「11. 提出・問合せ先」を参照）

(5) その他

ア 提案は、参加者1者につき1案とする。

イ 次に掲げる場合については提案を無効とする。

- ・所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合。
なお、参加者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- ・審査関係者と直接又は間接を問わず連絡を求めた場合。
- ・本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合。
- ・提出書類に不備、未記入又は虚偽の記載がある場合。
- ・そのほか提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

- ウ 本プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担とし、提出された企画提案書は返却しない。
- エ 提出期限後の提出書類の追加、修正及び変更は認めない。
- オ 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではない。

9. 審査

(1) 審査方法

立山町消防吏員防火衣等購入業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書の内容に係るプレゼンテーションを行い、その評価結果と提出された企画提案書等を基に、審査委員会が総合的に点数評価し、最高得点者を契約候補者として評価する。

(2) プレゼンテーションについて

- ア 実施日 令和7年7月18日（金）（予定）立山町消防署 2階講堂
※日時及び会場については、別途参加者に通知する。
- イ 使用機材 プロジェクター、スクリーンは立山町消防署が準備する。
パソコン等の必要機材は参加者が用意し、必要に応じ配線等の互換性を確認すること。
- ウ 発表時間 30分以内（提案説明20分程度、質疑応答及び試着10分程度）
- エ 参加者 3名以内とする。
本業務に配置されるプロジェクト管理者（プロジェクトの実質的な責任者）は必ず参加すること。
- オ その他
 - ・プレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とする。
 - ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
 - ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。
 - ・プレゼンテーション及び審査委員会は非公開により行う。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
 - ・審査委員は6名とし、階級及び役職は非公開とするが、委員の身長及び体重にあってはこの限りではない。

(3) 審査基準

審査委員会の各委員が、次の項目により企画提案書及びプレゼンテーション等を評価・採点し、点数の合計が最も高い提案者を契約候補者として選定する。

ただし、点数の合計が総合得点満点の6割以上となることを選定の条件とする。

審査の結果、同点数であった場合は、5段階評価の優の数が多い方を選定する。優の数が同数の場合は、各委員の意見により選定する。

本プロポーザルに参加する事業者が1事業者のみの場合においても、同様にプロポーザルを実施するものとし、点数の合計が総合得点満点の6割以上となることを条件として、その事業者を選定する。

下表の審査項目及び内容に基づき評価する。

	審査項目	審査内容	配点
1 審査委員 審査項目	ア 業務の提案方針	・業務の目的及び仕様書の業務内容を十分理解した、実現可能で具体的な提案内容となっているか。	10点
	イ 提案内容 (1) 防火衣等の安全性能	・防火衣等が必要十分な安全性能を有し、目的を満たすものであるか。	15点
	(2) 防火衣等の機能性能	・防火衣等が必要十分な機能性能を有し、目的を満たすものであるか。	15点
	(3) 装着（試着）	・防火衣等が必要十分な活動性及び快適性を有し、目的を満たすものであるか。	10点
	(4) 耐久性、メンテナンス面	・防火衣等が破損し難く、修復が必要となった場合の対応は、目的を満たすものであるか。	10点
	ウ スケジュール	・物品納入までのスケジュールが具体的に示されているか。	5点
	エ 導入実績	・同種、類似事業の実績から、業務を確実に遂行できるか。	5点
	オ 自由提案	・自由提案の内容のほか、見積金額内での細部仕様について提案に汎用性があるか。	20点
2 客観的 評価項目	ア 見積金額の妥当性	・見積金額は、企画提案の内容に対して妥当であるか。	10点

(4) 審査結果の通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知する。

10. その他

- (1) 提出書類の様式は、立山町ホームページ (<https://www.town.tateyama.toyama.jp>) からダウンロードすること。
- (2) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ立山町消防署と協議し、担当者が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができる。
- (3) 受託者の企画提案書及び業務委託の成果品は、立山町消防署に帰属するものとする。
- (4) 本業務の詳細事項及び業務の進め方等は、立山町消防署の担当者の指示に従うこと。
- (5) 本業務は、国の補助金を活用する可能性があるため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があることをあらかじめ留意すること。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、立山町情報公開条例（平成10年条例第23号）に基づき、企画提案書を公開することがある。
- (7) 審査の結果、いずれの提案も本実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。

11. 提出・問合せ先

〒930-3265 富山県中新川郡立山町米沢 36 番地

立山町消防署 総務係

受付時間：午前9時から正午、午後1時から午後5時まで（土日・祝日を除く。）

T E L : 076-463-0005（直通） / メール : syoubou@town.tateyama.lg.jp